

「(仮称)京ヶ森風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する8月21日技術審査会の指摘事項と事業者回答

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
全般的事項	① 近隣で計画中の(仮称)女川石巻風力発電事業との重複エリアの調整を至急行うこと。その上で、近隣で稼働中のユーラス石巻ウインドファームを含め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。 【平野会長, 由井委員】 P. 24		近隣で計画中の(仮称)女川石巻風力発電事業の事業者とは、現在、協議を進めております。また、近隣で稼働中のユーラス石巻ウインドファームを含め、累積的な環境影響については、専門家等の意見を踏まえ、適切な予測及び評価を行うよう検討します。
	② 石巻市における事業説明会は、より細分化した地区(本庁地区、雄勝地区及び北上地区など)ごとに行うこと。 【平野会長】		石巻市内の各関係地区で事業説明会を開催し、地域の方々には本事業についてご理解いただけるよう努めます。
風車の影	③ 観光地である女川の中心市街地への西日による風車の影の影響について、以降の図書で適切に調査、予測及び評価すること。 【平野会長】 P. 240-248		本事業の実施による女川の中心市街地への風車の影の影響について、今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施する方針です。
地形・地質	④ 砂防指定地及びその上流域について、その区域を想定区域から除外すること。 【伊藤委員】 P. 212		砂防指定地及びその上流域については事業区域から極力除外するよう検討します。
	⑤ 新規指定の土砂災害警戒区域が未反映と思われるため、宮城県のホームページ等を確認し、図を更新すること。 【伊藤委員】 P. 213		方法書において、宮城県(防災砂防課)のホームページ「土砂災害警戒区域等指定箇所」等を確認し、情報を更新いたしました。
	⑥ 土砂災害警戒区域の上流域(土石流危険渓流)における開発行為が土砂災害を誘発しないよう、十分留意すること。 【伊藤委員】 P. 213		今後の事業計画の検討にあたっては、土砂災害警戒区域の上流域(土石流危険渓流)において、本事業による開発行為が土砂災害を誘発しないよう、十分に留意します。
	⑦ 地すべり地形については、土砂災害を誘発しないよう、十分留意するものとし、基本的には開発行為を避けること。 【伊藤委員】 P. 214-216		今後の事業計画の検討にあたっては、地すべり地形における、土砂災害を誘発しないよう、十分留意いたします。
	⑧ 土砂災害の誘発に関しては、工事用道路及び管理用道路の造成に伴う変化がクリティカルな影響を与える可能性が高いことに留意すること。 【平野会長】		工事用道路及び管理用道路は、その造成に伴う変化が土砂災害を誘発しないよう十分に留意します。
	⑨ 保安林の種類(土砂流出・崩壊防備保安林など)を確認し、保安林を回避するなど、適切な対応を測ること。 【野口委員】 P. 211		保安林の種類を確認し、保安林を回避するなど適切な対応を図ります。

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
動物	⑩ イヌワシの調査については、生息環境を圧迫しないため、調査そのものに対しても慎重に検討し、近隣で計画中の(仮称)女川石巻風力発電事業と重複しないよう調整すること。 【平野会長, 由井委員】 P. 88-89, 94		近隣で計画中の「(仮称)女川石巻風力発電事業」との調整を図るとともに、現在設立を進めている⑩回答の「猛禽類協議会」等の意見を踏まえたイヌワシの生息環境へ影響が少ない調査を計画いたします。
	⑪ イヌワシの保護に十分配慮するため、関係団体間(林野庁、環境省、民間企業・団体など)における協議会を設置することが望ましく、専門家等からの助言も踏まえ、保護目標を設定し、それに応じた適切な調査手法を設定すること。 【由井委員】 P. 88-89, 94		学識経験者、関係行政機関、地元ワシタカ研究会により構成する「猛禽類協議会」を設立し、専門家等からの助言も踏まえ、保護目標を設定し、適切な調査手法を設定します。
	⑫ イヌワシの保護に十分配慮するため、適切に想定区域を絞り込み、イヌワシへの影響を回避又は十分に低減すること。 【平野会長】 P. 88-89, 94		本事業では、上品山硯上山鳥獣保護区及び石投山鳥獣保護区における改変を回避し、イヌワシへの影響を回避又は極力低減する計画で検討を進めていく方針です。
景観	⑬ 黒森山、石投山、硯上山はそれぞれ地域のシンボリックな山であり、山容景観を乱すような位置に風車を設置しないよう計画すること。 【平野会長】 P. 288-308		方法書以降の手続きにおいて、適切な調査、予測及び評価を行い、地域のシンボリックな山である黒森山、石投山、硯上山の山容景観を極力乱さないような風力発電機の配置を検討する方針です。
	⑭ 「垂直視野角1度」というのは、送電鉄塔の景観評価に用いられる基準であり、風車と鉄塔の構造の違い、風車の稼働による強い誘目性も考慮すると過小評価となることを前提とし、1度の範囲がもっと小さくなるような広域の可視領域図を作成した上で、た調査、予測及び評価を行うこと。 【平野会長】 P. 288-308		景観の評価につきましては、「垂直視野角1度」に拘らず、風力発電機の誘目性も考慮し、広域の調査、予測及び評価を行います。
	⑮ 設置される風車は、女川町中心街、石巻雄勝地区中心街、石巻市中心市街地を含む広範囲から視認されるため、これら市街地を眺望点に追加すること。 【平野会長 P. 288-308		方法書では、女川町中心街、石巻雄勝地区中心街、石巻市中心市街地において、人が集まり、かつ風力発電機が視認できる領域にある場所を視点場として選定し、事業影響を調査、予測・評価する方針を記載しました。
	⑯ 女川においては、標高が高くより視認性が高い団地(宮ヶ崎、旭が丘)が存在することから、これら団地について眺望点に追加すること。 【平野会長】 P. 288-308		方法書では、女川町市街地の中でも標高が高くより視認性が高い団地(宮ヶ崎、旭が丘)については、「身近な眺望景観」として追加し、事業影響を調査、予測・評価する方針を記載しました。

項目	審査会当日意見 (※P は配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
景観	⑰ 眺望点のうち、主要な箇所（雄勝の観光交流施設、シーパルピア女川、レンガみち、石巻の中瀬など）については、動画を作成し、評価すること。特に、レンガみちから女川駅を振り返り、黒森山を望む構図については、動画により誘目性の確認を行うこと。 【平野会長】 P. 288-308		眺望景観の予想地点のうち、特に重要視すべき地点からの眺望状況については、動画を作成して評価いたします。特にレンガみちからの女川駅及び黒森山を望む眺望景観につきましては、動画をもとに誘目性の確認を行います。
	⑱ 景観に対する影響について、石巻市においては、本庁地区だけではなく、雄勝地区及び北上地区の意見も聴くこと 【平野会長】 P. 288-308		景観に対する影響について、石巻市においては、本庁地区のほか、雄勝地区及び北上地区の意見も聴取いたします。
	⑲ 女川町のレンガみちから女川駅舎を振り返って見るといった、復興の象徴となっているような写真の構図に風車が入らないように配慮すること。 【平野会長】 P. 288-308		女川町のレンガみちから女川駅舎方向を望む、復興の象徴となっているような構図の写真を地元と協議・確認し、風力発電機の配置を検討いたします。
	⑳ 眺望点における主要な眺望方向を以降の図書で示すこと。 【平野会長】 P. 288-308		方法書以降の図書において、眺望点からの主要な眺望方向をお示しいたします。
	21 女川スタジアムから風車が見えないように計画すること。 【平野会長】 P. 288-308		女川スタジアムからの眺望景観への影響が極力小さくなるように風力発電機の配置を検討します。
人と自然との 触れ合いの活 動の場	22 トレッキングやバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、回避又は十分に低減すること。 【永幡委員】 P. 309-315		トレッキングやバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場については、風車の音の影響についても検討し、人と自然との触れ合いの活動に支障がないよう、十分な低減を図るよう検討します。
放射線の量		23 女川は、放射性プルームが通った地域で、事故直後に農作物の汚染が確認されている。また、女川港の汚染検査機が現在も稼働しており、門脇地域における周辺環境のCs濃度は42Bq/kg台ではあるが、地表のデータではないことから、放射能の測定を行うこと。 【石井委員】 P. 137-140	本事業では、今後の環境影響評価において「放射線の量」の測定を行います。

項目	審査会当日意見 (※P は配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
放射線の量		<p>24 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壌・山菜、キノコ等の農産物への影響を調査、予測及び評価すること。</p> <p>【石井委員】P.137-140</p>	<p>本事業では、今後の環境影響評価において「放射線の量」の項目を選定し、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>現地調査においては、対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度の測定を行う予定です。</p>
		<p>25 土壌の放射性物質濃度の調査方法は、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路 20 メートル毎に、表面 1 センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。</p> <p>【石井委員】P.137-140</p>	<p>土壌の放射性物質濃度の調査方法等については、方法書以降の図書において検討します。調査地点については本事業の改変エリアにあわせて検討いたします。</p>